

# 「緑につつまれた 友愛に満ちた市民のまち」

## 稲城市に 住みませんか！！



こんな制度があります！

## 稲城市立病院の公舎制度のご案内

稲城市立病院では、主に学校を卒業したてのフレッシュな看護師さんを対象に、公舎制度を設けています。（同居者がいる方は、原則対象になりません。また、採用時に29歳を超える方も対象になりません。）

公舎制度は、2年以上稲城市立病院の職員として勤務する意志、意欲のある方に、市立病院で借り受けた稲城市内の賃貸住宅に入居していただき、災害時や非常時には率先して対応していただくとするものです。

この公舎制度をご利用したい方は、採用日の2か月前までに利用申請する必要があります。

### ポイント1

住む家を探すのはあなたです！



稲城市内の賃貸住宅であれば、公舎の対象になります。お好きな物件を選んでください。

注）敷金、礼金、家賃などを1週間以内に振り込むことを条件とする不動産会社など、事務手続き上対応できない場合もありますので、ご了承ください。

（契約者は病院になります）

### ポイント2

家賃のうち5万円を超える金額や、電気、水道料金、修繕、共益費等は入居者の負担です。

公舎としての賃貸住宅に入居していただける期間は採用後24月以内ですが、引き続き入居を希望する場合は契約者を変更することで、引越しをする必要はありません。（更新時に敷金礼金が必要となることがあります。）

稲城市立病院が負担する経費は、原則、在籍中の家賃のうち月額5万円までですが、特例として次の費用も負担します。

①敷金 ②礼金 ③仲介手数料（いずれも最初の1回に限ります。更新時は本人負担）

\*①～③は合計で家賃の3月分が限度（上限30万円）です。

\*2年以上勤務せずに退職する場合、家賃や上記の費用は返還していただきます。

\*市立病院が支払った金額は、入居者の収入として年末調整の際に課税されます。

\*制度を利用している間は、住居手当は支給されません。



## 稲城市立病院 公舎制度のご案内

### 【対象者】

- ・ 採用時の年齢が 29 歳以下で単身の方  
（税法上及び保険証で扶養している子については同居可能です）
- ・ 当院の職員として 2 年以上勤務する意志がある方

### 【補助期間】 公舎としての賃貸住宅に入居していただける期間は採用後 24 ヶ月以内です

\* 引き続き入居する場合は契約者を変更することで引っ越しは不要です

### 【補助金額】 月額 5 万円

\* そのほか、敷金、礼金、仲介手数料の合計で家賃の 3 ヶ月分（限度額 30 万円）を負担します。（いずれも最初の 1 回に限ります）

### 【対象物件】 稲城市内の賃貸住宅（お好きな物件を選べます）

### 【申請時期】 採用日の 2 ヶ月前から採用後 11 ヶ月以内の期間

### 【注意事項】

- ・ 契約は稲城市立病院になりますので、契約前に必ずご相談ください。
- ・ 家賃のうち 5 万円を超える金額や、電気、ガス、水道料金、修繕、共益費等は本人負担となります。
- ・ 制度を利用している間は、住居手当は支給されません。
- ・ 稲城市立病院が支払った金額は、入居者の収入として年末調整の際に課税されます。
- ・ 採用後 2 年未満で退職する場合は、不動産会社に支払った費用は全額返済して頂きます。
- ・ 敷金等の振り込み期限等、事務手続き上、不動産会社の条件に対応できない場合もありますのでご注意ください。